

教第34号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月9日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

神戸市第一学校給食センターを設置する等に当たり、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月9日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第34号

神戸市教育委員会事務局組織規則及び教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第13条 健康教育課は、次の事務を分掌する。 (1)～(4) [略] (5) 学校給食 <u>センター</u> に関すること。 (6) [略]	第13条 健康教育課は、次の事務を分掌する。 (1)～(4) [略] (5) 学校給食 <u>共同調理場</u> に関すること。 (6) [略]

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則(昭和41年4月教育委員会規則第2号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																										
<p>第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">類別</th> <th style="width: 15%;">所管</th> <th style="width: 40%;">教育機関</th> <th style="width: 35%;">職制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4類</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td>北学校給食 共同調理場</td> <td>場長</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td></td> <td></td> <td>第一学校給食センター</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2、3 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1-1～4-1 [略]</p> <p><u>4-2 北学校給食共同調理場、第一学校給食センター、垂水学校給食共同調理場</u></p> <p><u>(1) 学校給食の実施に必要な物資の調達並びに調理及び配送に関する</u></p>	類別	所管	教育機関	職制	[略]	[略]	[略]	[略]	第4類	[略]	[略]	[略]	健康教育課	北学校給食 共同調理場	場長			第一学校給食センター	—			[略]	[略]	<p>第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">類別</th> <th style="width: 15%;">所管</th> <th style="width: 40%;">教育機関</th> <th style="width: 35%;">職制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4類</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>健康教育課</td> <td>北学校給食 共同調理場</td> <td>場長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2、3 [略]</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1-1～4-1 [略]</p> <p><u>4-2 学校給食共同調理場</u></p> <p><u>(1) 学校給食物資の調達に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校給食の献立及び調理に関すること。</u></p>	類別	所管	教育機関	職制	[略]	[略]	[略]	[略]	第4類	[略]	[略]	[略]	健康教育課	北学校給食 共同調理場	場長			[略]	[略]
類別	所管	教育機関	職制																																								
[略]	[略]	[略]	[略]																																								
第4類	[略]	[略]	[略]																																								
	健康教育課	北学校給食 共同調理場	場長																																								
		第一学校給食センター	—																																								
		[略]	[略]																																								
類別	所管	教育機関	職制																																								
[略]	[略]	[略]	[略]																																								
第4類	[略]	[略]	[略]																																								
	健康教育課	北学校給食 共同調理場	場長																																								
		[略]	[略]																																								

<p><u>こと。</u></p> <p><u>(2) 給食器具の衛生管理に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(3) その他前2号に付随する業務。</u></p>	<p><u>(3) 副食物等の配送に関すること。</u></p> <p><u>(4) 給食器具の衛生管理に関するこ</u> <u>と。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年1月1日から施行する。